

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 6 日

関係団体の長 殿

福井労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(一部改正)

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについては、令和2年8月17日付け基安化発0817第1号（一部改正 令和2年10月19日付け基安化発1019第1号）に基づき、令和2年10月20日付け事務連絡をもって貴職あて通知したところですが、今般、最新の知見を踏まえ、同通達が令和3年7月5日付けで別添のとおり改正されたところです。

つきましては、別添通達の記以下の事項について、関連工事の受注業者や傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。